

第11回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 議事要旨

日時 平成25年10月18日（金） 18:00～20:00
場所 釧路市交流プラザさいわい 3階小ホール
出席者 委員：板倉委員 小野委員 川内委員 小池委員 小林委員
松浦委員（議長） 西村委員 簗島委員
山崎委員（委員長）
（欠席：平間委員 鈴木委員）
事務局：総合政策部 川村部長 秋里次長
産業振興部 名塚部長
都市経営課 菅野課長補佐 熊谷課長補佐 木村主査
河面主任

傍聴人 0名

1. 開会

2. 議事

- ・ 松浦議長より、出席委員数が設置要綱の定足数を満たしており、会議が成立する旨の報告がなされた。

（1）委員意見のまとめについて

- ・ 事務局より、資料1に基づき、これまで出された委員意見の紹介があった後、意見交換が行われた。

【事務局説明に対する委員長補足】

（○：委員発言 ◎：委員長発言 ●：事務局発言 以下同じ）

- ◎ これまでの議論で、自治基本条例の必要性をご理解いただけたことが意見要旨にも反映されているかと思うが、いくつか課題は残ってはいるのでこれをもう少し掘り下げて、できるだけ合意が形成されるように努力することが大切。条例制定は釧路市のまちづくりの第一歩であって、条例がで

きたからといって、翌日から市政が変わるということはない。条例を活用する実践や具体策が必要なので、そこも合わせて一步踏み出せばよいと思う。

各委員も、条例が市民に認知され、総意が盛り上がって作るものにしなければならないことは認識されていると思う。今、傍聴人が少ないのはあたりまえで、市民に関心を持ってもらうための具体的な工夫や働きかけが必要で、その点、委員のみなさまも認識されていることが改めて確認できた。

条例の名称については、正確性を期して「自治基本条例」とするか、親しみやすさをとって「まちづくり条例」とするか、考え方が分かれるところなので、追々委員のご意見を伺いながら決められればよい。

情報公開・情報共有、市民参加・市民協働、については各委員のご理解、コンセンサスは得られていると思うが、いくつか今後の議論になる点も明らかになっている。まず定義について。私は、現行の地方自治法で規定されている住民に留まらずに、市民の範囲を広げていくことにこそ、自治基本条例を作る意味があって、定義を狭めるのであれば、地方自治法と変わらないので、制定する意味がなくなっている。ただ、定義の仕方には色々あって、市民の定義は幅広く捉えておいて、例えば住民投票のように大事なところでは対象を住民に限定するという方法もあるし、一方で、ご意見にもあるように市民等という形で使い分ける方法もある。この点はこれからの宿題になるだろう。

自治基本条例実践の先進地としてニセコ町があるが、自治基本条例を作っているからこそ、多くの人が集まってきている。側聞だが、「ニセコ町は自治基本条例を作って、きちんとした町政運営をしているから、住んでみようと思った」という移住者もいるとのこと。また、多くの外国人が住むようになっているので、外国人でも町職員に雇用するなどして、より多く町民として受け入れる工夫をしている。市民の定義の仕方によっては、「反社会的なグループが大挙して権利を行使することも可能性としては残る」ことは理解できるが、私が知る限り、そのことで行政運営が混乱したという事例は記憶にないので、現実として問題はないのではと思う。

また、条例が具体化していく際に議論になるのが住民投票の制度設計だろう。対象範囲を狭く規定すると、現行の地方自治法で規定されている住民請求と対象範囲が変わらなくなるため、自治基本条例で規定しなくても良いのではないかという話になる。逆に、自治体独自に工夫して制度設計をつくるという方法もある。ただ、その場合でも、地方自治法で規定されている二元代表制の枠内での運用にならざるを得ないという現実があるので、その結果はあくまでも「尊重」というところで止まっていて、法的な強制力はない。

条例の位置付けについては、一番意見が分かれているところ。最高規範性という言葉を入れても、法的には、他の条例、法令と齟齬をきたすことはない。あえてこのような単語を入れるか、他の表現にするのかについては、話し合っただけでは決まっていかなければならない。もう一つの見直し条項については、条例が形骸化、無力化しないように、制定後に実践されているかどうかをチェックすることが大事で、その意味で条例の見直しが大切。

【意見交換】

- 名称について、「自治基本条例」と、「まちづくり条例」では雰囲気違って感じる。「まちづくり」では、物理的、都市計画的なイメージが強く、今回目指す、理念を明確にする条例とは直結しないと思う。
- 名称については、先進自治体でも「自治基本条例」と「まちづくり条例」が半々で、自分自身未だにどちらが良いか判断がついていない。制定過程で、市民意見も踏まえながら、議論したい。
- コミュニティについて、カタカナを使うかどうかというご意見もあったが、自分はコミュニティという単語は常態化していると思う。コミュニティという単語だけで「なんとかしなければならない存在」という印象を持つ。3.11以降、求められている互助や共助について掘り下げると「町内会にプラスとなる表現」が必要なのではないかと感じる。共助や互助の必要性を市民に訴えるべきではないかと思う。そのための媒介として自治基本条例を用いるのが良いと思う。それによって、役割分担や市民の定義も変わってくるのではないかと感じる。

市民にとっては、自治基本条例とはなにか、という素朴な疑問から始まると思うので、条例を制定する間も、制定した後にも、市民に対してのアプローチや検証が必要であると思う。

名称に関しては、先日読んだ本の中に「まち育て」という言葉があった。「育て」であれば、つくったあとも関わる必要があるのでは、そのような言葉の使い方もあるのかと感心したところ。
- 自治基本条例には、随所に市民という単語が出てくるが、議論の中で場面毎に別なイメージで使われていると感じる。市民という単語が抽象的であるため、その場その場でカメレオンのように色を変えて、ある時は、コミュニティ活動に積極的ではない、まちづくりに引き込みたい層を指していたり、ある時は、無関心層を扇動するような声の大きい人をイメージし

ていたり、市民の定義について議論があるのはその表れであって、それぞれ想定する市民像がずれていることが話を複雑にしている要因ではないか。その点を確認した上でなければ、議論がかみ合わないのではないかと思う。

- この条例は作って終わりではなく、育てていかなければならないと思う。そのためには、いかに市民を巻き込んでいくかが大切で、もともとまちづくりに積極的な層を除く大多数の市民は、経済等、自分の生活に直接の影響があるような話題であれば、集まってくれると思う。今までのように、特定の団体、特定の方ということではなく、多くの市民を取り込めれば良い。
- 市民の定義について、例えば、釧路市が力を入れている長期滞在者は、厳密な意味の住民ではないが、1年の内の3ヶ月は釧路に住んでいるし、大学生は住民票を移していない人もいるが、彼らも市民だと思う。そういった外部から来た人は、釧路のまちづくりに関して、色々な視点をもって積極的に参加をしてくれている。そういった方も含んで、市民によるまちづくりを進めていくのが筋かと思う。必ずしも、市内に住民票を持っているかどうかという、法律上の住民にこだわらずに捉えるべきだと思う。
住民投票は、釧路市の重要な課題に関しては必要だと思っているが、最終結論を出すのは議会なので、市民の範囲については狭めなくても良いのではないか。
- 市民の定義について、色々な方々を巻き込んだまちづくりが大事という考え方が理解できるのと同時に、ずっと釧路に住んでいる方々が、まちづくりに積極的に参加するきっかけになる条例とすべきだと思う。
- 外部評価も含めて、見直し条項はあった方が良いが、最高規範については、言葉が非常に重く、一人歩きしてしまうのではないかという危惧を持っており、急いで盛り込まず、別の表現に留めるのが良いと思う。
- 条例の見直しや行政評価について、必要ないという意見はあったか。
- 条例の見直しや行政評価について、必要ないという意見はでていない。

4. その他

- ・ 事務局より、欠席した2名の委員には、今回出された意見を資料とともに示し、感想記入シート等で意見を聴取した上で改めて整理を行い、次回検討委員会の前に各委員に配付するとの予定が説明された。
- ・ 松浦議長より、副市長退任に伴い、今回を最後に検討委員会の委員も退任する旨の挨拶があった。

5. 閉会

- ・ 事務局より、次回検討委員会を11月22日（金）18時より開催する旨の案内があった後、閉会となった。